

住民票や戸籍の請求・届出をされるとき

「本人確認書類」が必要になります

「住民基本台帳法及び戸籍法の一部を改正する法律」が平成20年5月1日から施行されます。これにより、住民票や戸籍の証明書を請求されるときや、婚姻や養子縁組などの戸籍の届出、転入転出届などをされるときは、来庁者の本人確認をさせていただきます。



● どうして「本人確認」を法律化するのですか

本人になりすました第三者からの証明書の不正取得や、本人の知らない間に婚姻届や養子縁組届、住民異動がされるなど、虚偽の届出を未然に防止するために「本人確認」を法律上のルールとします。

● どのようなときに本人確認が必要ですか

- 住民票や戸籍などを請求されるとき。
- 戸籍の届出（婚姻届、離婚届、養子縁組届、養子離縁届、認知届）をされるとき。
- 住民異動届（転入、転出、転居、世帯分離、世帯合併など）をされるとき。

***必ず窓口に来られた方の「本人確認」を行います。**

● 「本人確認」はどのような方法で行うのですか

窓口に来られた方に、運転免許証、パスポート、写真付住民基本台帳カードなどを提示していただき、本人確認を行います。

なお、戸籍の届出は、届出のご本人であることの確認ができなかった場合や、使用者による届出の場合は、届出が受理されたことを郵便で通知します。

● 縁組届を受理しないように申し出ることができますか

婚姻届、離婚届、縁組届、離縁届、認知届について、「本人確認」ができない場合は届出を受理しないよう申し出をする「不受理申出」が法律化されます。

申出の有効期間は、現行は最長6カ月ですが、取り下げることがない限り申し出の効果が続きます。

本人確認できる書類

① 次の書類から一つ提示してください。

運転免許証、パスポート、住基カード（写真付き）、障がい者手帳（写真付き）、外国人登録証明書、官公庁職員身分証明書、住宅取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、猟銃等所持許可証、船員手帳、海技免状、戦傷病者手帳など

② 上記の書類がない方は④の中から2点、または④と⑤から各1点提示してください。

④ 健康保険証、年金証書、年金手帳、住基カード（写真なし）、介護保険被保険者証、障がい者手帳（写真なし）、各種医療受給者証、恩給証書、運転仮免許証、生活保護受給者証など

⑤ 会社の社員証（写真付き）、各種会員証（写真付き）、学生証（写真付き）、預金通帳、診察券など

ご自分の大切な住民票や戸籍を他人に不正に取得されることのないよう、また他人が虚偽の届出をすることにより、戸籍に真実でない記載がされることのないように実施させていただくものです。ご負担をおかけしますが、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】

本庁住民課	☎22-9645
伊賀支所住民課	☎45-9104
島ヶ原支所住民課	☎59-2109
阿山支所住民課	☎43-0333
大山田支所住民課	☎47-1152
青山支所住民課	☎52-3229